

気象警報発令時等の対応について

令和8年6月1日

- 1 登校時、新居浜市または居住している市・地区に、次の「警報」のうちいずれかが発令されている場合は、登校せずに自宅で待機し、自主学習を行う。

○自宅待機の理由となる「警報」の種類について

	大雨	暴風	暴風雪	大雪
レベル5 特別警報	大雨 特別警報	暴風 特別警報	暴風雪 特別警報	大雪 特別警報
レベル4 危険警報	大雨 危険警報			
レベル3 警報	大雨 警報	暴風 警報	暴風雪 警報	大雪 警報

上記以外の警報・注意報が発令されてる場合は、安全に十分留意して登校する。登校後に上記の警報が発令された場合は、学校の指示に従って対応する。

※ 居住地域に避難情報が出ている場合は、その指示に従うこと。

- 2 正午までに上記の「警報」すべてが解除された場合は安全に十分留意して、速やかに登校する。ＪＲ等の公共交通機関が不通となっている場合は、原則として代替の交通手段を用いて登校する。ただし、ＪＲ等の公共交通機関に代わる交通手段を確保することができない場合は、自宅待機をし、保護者を通じて学校へ連絡する。
- 3 正午の時点でも上記の「警報」のうちいずれかの発令が継続している場合は、終日登校せず、自宅で自主学習を行う。（定期考査期間の場合は、原則として考査実施日を一日ずつ順延する。）
- 4 長期休業中の課外については、新居浜市に、午前7時の時点で「1」に示す「警報」のうちいずれかの発令が継続している場合は、課外は中止となる。また、居住している市に午前7時の時点で「1」に示す「警報」のうちいずれかの発令が継続している場合は、自宅学習となる。
- 5 休業日・休日の模擬試験については、次の対応となる。
- (1) 新居浜市または居住している市に、午前7時の時点で「1」に示す「警報」のうちいずれかが発令している場合は、自宅で待機する。
 - (2) 午前9時までに上記の「警報」のすべてが解除された場合は、安全に十分留意して、速やかに登校する。
 - (3) 午前9時の時点で、新居浜市に、上記の「警報」のうちいずれかが発令されている場合は、模擬試験は後日受験となる（時間帯は後日連絡する。）。ただし、2日連続の試験（3年生）で、1日目が実施できず、2日目は実施する場合は、原則、予定されていた日程通りに2日目の試験を行い、1日目の科目は後日受験の要領で行う。
- 6 市単位の警報などの確認や登校・自宅待機の判断は各自で行い、学校への電話での問い合わせは原則として行わない。
- 7 自宅待機中は、学校からの連絡が取れるようにしておく、また、学校ホームページやClassi・マチコミ等で連絡する場合もあるので、確認する。
- 8 地震・津波等による大災害の発生により、通常の登校ができない状況の場合は、安全確保を最優先し、自宅等で待機する。